

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



51歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

消費税の転嫁に備えましょう

禁じられている転嫁の拒否行為

こんにちは、高橋学です。消費税率が8%から10%に上がる10月1日まで、約2カ月となりました。今月は、消費税を円滑に転嫁するポイントをご紹介します。皆さんは「消費税転嫁対策特別措置法」(以下、特措法とする)をご存知でしょうか？ これは消費税の円滑かつ適正な価格への転嫁を目的として制定・施行されている法律で、概要を知ることによって実務の理解が深まります。

特措法でまず知っておきたいのが、中小企業いじめ等、不正な行為を禁じる規定です。「取引先に消費税の転嫁を拒否されると対応が難しい」—— こんな不安をお持ちの社長は多いでしょう。しかし、図表1に示した「減額」「買ったとき」「商品購入の要請」「本体価格での交渉の拒否」「報復行為」などは、禁じられています。公正取引委員会や中小企業庁などによって、違反防止のためさまざまな検査や指導も行われ、悪質な事例については「社名の公表」などの措置も取られます。取り締まりは大手事業者と中小企業の間だけでなく、中小企業間の取引も対象となっています。

宣伝や価格表示にも注意しましょう

宣伝や広告に関する注意点もあります。特措法では、①「消費税は転嫁しません」など、消費税を転嫁していない旨の表示、②「消費税率上昇分値引きします」など、消費税額を値引きする旨の表示、③「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」など、消費税に関連して経済上のサービスを提供する旨の表示は禁じられています。これは、消費者に税負担について誤認されないようにすることなどを目的としたもので、企業努力による価格設定自体を制限するものではありません(図表2参照)。

値札の価格表示についても、覚えておきたい規定があります。「総額表示義務」が原則である消費税の価格表示ですが、表示価格が税込価格であると誤認されない措置が講じられていれば税込価格を表示しなくてもよいという特例が設けられており、税抜価格と税込価格の併記も可能です。税抜価格と税込価格を併記する場合は、税込価格が見やすく、税抜価格が税込価格と誤認されることがないように表示する必要があります(図表3参照)。

■ 図表1 特定事業者に禁止している主な行為

行為	具体例
減額	本体価格に消費税を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税率引き上げ分の全部または一部を事後的に対価から減じること。
買ったとき	原材料費は変わらないのに、消費税率引き上げ前の税込価格に消費税率引き上げ分を上乗せした額よりも低い対価を求めること。
商品購入の要請	消費税の転嫁を受け入れる代わりに、相手に買い手の指定する商品を購入させること。
本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申し出を拒否すること。
報復行為	公正取引委員会等に転嫁拒否等の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。

(出所)中小企業庁などの資料をもとに当社作成

■ 図表2 宣伝・広告の例

① 禁止されている例

「消費税はいただきません。」「消費税は当社が負担します。」「消費税8%分還元セール。」「消費税増税分を後でキャッシュバックします。」など。

② 禁止されていない例

消費税との関連が明確でないもの(例:「新生活応援セール」など)、たまたま消費税率と一致するもの(例:「10%値下げ」)など。

■ 図表3 値札の価格表示の仕方

税込価格の「総額表示」が原則だがこんな表示も可能。

○ 1,000円(税抜き) ○ 1,000円(税込み1,100円)

ただしこのような表示は認められない。

○ 1,000円(税込み1,100円) ○ 1,000円(税込み1,100円)